

令和7年度

定額減税補足給付金（不足額給付）について

令和6年度に実施した「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（当初調整給付）」に不足が生じる方などに、追加で給付金を支給します。

◎区から申請書などが送付されない方で、ご自身が支給対象だと思われる方は、コールセンターまでお問い合わせください。

問中央区不足額給付金コールセンター

☎(6281)5066

（平日午前8時30分～午後5時、水曜日は午後7時まで）

詳しくは区HPへ



	支給対象 (令和7年1月1日時点で中央区に住民票がある方で基準日 (令和7年6月2日)において以下のいずれかに該当する方)	支給金額	申請方法など
不足額給付Ⅰ	当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税)を用いて算定したことにより、令和6年分所得税および定額減税実績額等が確定した後に、本来給付すべき金額と令和6年度当初調整給付額との間で差額が生じた方 ～対象となる可能性がある方の例～ ・令和5年所得に比べて令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」よりも「令和6年分所得税額(令和6年所得)」の方が減少した方 ・子どもが出生したことなどから、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初調整給付時)」よりも「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」の方が増加した方 ・当初調整給付額の算定後に税額修正が生じたことにより、令和6年度個人住民税所得割額が減少した方 ◎当初調整給付の対象にならなかった方でも、令和6年所得や所得税が確定し、定額減税しきれない金額がある場合には、不足額給付の対象となります。ただし、定額減税前の所得税額が0円となった場合、対象外となります。	令和7年度不足額給付額算出時点の所要額と令和6年度当初調整給付額算出時点の所要額との差額	申請手続き不要 ①当初調整給付金を受給した方 8月上旬以降に給付のご案内を送付後、当初調整給付金を振り込みした金融機関に9月上旬に振り込みします(申請手続きは不要です)。
不足額給付Ⅱ	次の①～③の全てに該当する方 ①令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること ②税制上で「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること ③低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員(注1)に該当しておらず、低所得世帯向け給付対象(未申請・辞退世帯を含む)ではないこと (注1)以下の②・④の給付世帯の世帯主・世帯員を指します。 ②令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付(7万円または10万円) ④令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付(10万円) ～対象となる可能性がある方の例～ ・青色事業専従者、事業専従者(白色)の方 ・合計所得金額48万円超の方	4万円(定額) ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円	申請手続き必要 ②上記①以外の方 対象となる可能性のある方には、8月上旬以降、申請書などを送付します。 同封の見本を参考に必要事項を記入し、必要な書類を添えて返信用封筒でご返送ください。また、申請書に印字された二次元コードをスマートフォンで読み取り、電子申請することもできます。 申請した方には、提出書類などの確認後、支給の判定結果や振込日を通知します。 申請書などの提出期限 10月31日(消印有効) ◎申請書などの提出がない場合、受給できません。 ◎7月1日から区役所地下1階に中央区不足額給付金専用窓口を開設します。窓口での提出も可能です。

老朽空き家でお困りの土地はありませんか？

区が土地を買い取ります！

災害時の延焼火災や倒壊などの危険を最小に抑え、地域の環境改善につなげるため、建て替えできない老朽空き家が建つ土地について、申請者の合意を得たうえで区が買い取ります。

買い取った土地は、無電柱化促進のための地上機器置き場や防災倉庫・消火器の設置場所としての活用を検討するなど、安全・安心な市街地の形成を図ります。

老朽空き家の取り壊し費用を補助します

区が土地を買い取るに当たり、老朽空き家の取り壊し費用を最大150万円まで補助します。

必要な手続きをお手伝いします

対象の土地かどうかの確認、建物の取り壊し業者のご案内や工事の立ち会いの他、土地の売買や登記の手続きに必要な書類の説明・確認など区が寄り添いながらサポートします。

買い取りの対象となる土地の条件

・木造住宅が密集している場所にある土地
・細い路地に面するなど建て替えできない土地
・災害時、隣家への延焼のおそれがある老朽空き家がある土地 など

全ての条件を満たす必要があります。お持ちの土地が対象になるかについてはお問い合わせください。



問地域整備課まちづくり推進担当

☎(3546)5474

詳しくは区HPへ

